

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 中国税務当局の BEPS 行動計画への取組み

経済協力開発機構（OECD）の推進する「税源侵食と利益移転行動計画」（BEPS 行動計画）に対する中国税務当局の取組みを示す興味深い通達が江蘇省国家税務局より公開されている¹。

まずは、BEPS 行動計画に掲げられている課題に対する中国当局の認識を以下に例示する。

1) 中国市場がもたらす価値の公正な評価

ロケーション・セービング²とマーケット・プレミアム³がもたらす利益は中国法人に帰属すべきことを強調している。多国籍企業が利益を各関連企業に配分する価格設定時において中国の市場価値、とりわけ中国市場の規模と旺盛な需要を“特別要因”として考慮することを期待している。移転価格調査、移転価格文書作成において関連取引価格設定原則にこれらの考え方が反映されているかを問うているものといえる。

2) 徴税権と企業の実質的経済活動の相関性

国外に設立された実体のない法人の実質的な管理を中国内で行なっている企業への内国法人認定課税、経営実体のない香港親会社に対する配当源泉優遇税率適用の否認などを、タックスヘイブン国（地域）との情報交換等を通じて監督を強化するとしている。

3) 企業の経済活動と納税申告との一貫性

売上高、従業員数、人件費、固定資産額等の分割ファクターと企業集団内の利益配分は見合うべきであり、中国子会社が研究開発、マーケティング、管理等職能を増すにつれて、単なる委託製造拠点としての位置付けを見直すべきだと考えている。従来中国企業がこれらの機能を有していたのであれば、それが海外に移転する際には相応の対価を受け取るべきであるともする。低コストであるために中国法人の従業員数が日本本社のそれを大きく凌ぐ中小企業や、研究開発部門、マーケティング部門を縮小・閉鎖すると同時に利益水準が落ち込む傾向を示す中国子会社などは要注意であろう。

4) 移転価格文書の透明度向上

当局は移転価格関連情報の非対称性（税務当局が有する情報量が納税者のそれに遠く及ばないこと）に不満があり、納税者は移転価格関連情報の収集と整理に係る事務コストの負担には耐えかねる。当局は、法定の移転価格文書に記載すべき情報だけでなく、親会社からグループ全体の組織、経済活動、利益配分、納税状況に関する情報を、納税者が主体的に入手・提出することを望んでいる。

¹ http://www.js-n-tax.gov.cn/art/2014/4/29/art_55_212500.html

² コストの高い地域から低い地域へ活動拠点を移転してコスト削減を図る行為または当該行為により創出された利益を指す

³ 活況なマーケットがもたらす販売量の増加、閉鎖的な市場条件により既に進出した企業が享受する安定的な収入などによりもたらされる利益を指す

5) 源泉地国課税原則の検討

通信手段の発達により、データサービスやデジタル製品の提供が可能となり、源泉地国課税原則が揺らいでいることは、中国のみならず全世界の税務当局に共通する課題である。当課題に対する中国当局の明確な回答はここでは用意されていないものの、当課題を中国当局が認識していることは知っておくべきであろう。

6) 移転価格税制におけるセーフハーバールール⁴の適用可能性

同じ発展途上“大”国であるインドの移転価格セーフハーバールール⁴に注目しており、中国法人の利益極大化を追求する一方で、管理コスト軽減の一環として同様のルール制定の可能性に大いなる関心を抱いているように見受けられる。

7) 税務内部統制への期待

所在地の税法を遵守するべく企業が内部統制制度を通じて、適正な関連取引価格の設定・運用・監督を図ることを期待している。調査や文書提出時における、「移転価格内部統制“制度”の有無と運用に関する質問」を想定した対応が求められよう。

次に、近時当局が認識している税務上問題であり注意・是正すべき取引/スキームを以下に例示する。

1) タックスヘイブン国（地域）に統括会社を設立し、中国法人をその傘下に置く投資スキームを組むものの、統括会社の実質的な運営を中国法人が行なっているケースは特に中国の海外上場企業に多い。専ら中国内資企業の問題ではあるものの、当局は中国の内国企業としての登記、納税を促している。

2) 内国企業の国外関連企業に対する委託貸付、国外貸付の資本金振替などの手段を通じた、支払手数料の過大計上、受取利息の過小計上が中国での課税所得を減少させていると考えている。これもどちらかという中国内資企業の問題であろう。

3) 海外に投資する中国企業が海外子会社に同時に提供する“のれん”、技術、顧客網等の無形資産の対価が十分に支払われていないと当局は認識している。これも内資企業において移転価格の問題が存在することを当局が認識するものである。

4) 海外に投資する中国企業が、相当の期間が経過しているにも関わらず子会社から配当を受けず、海外で資金運用を行ない、また子会社の活動を中国の納税申告書上で開示していない⁵状況が見受けられる。

上記4項目は、いずれも内資企業において租税回避行為が存在することを当局が認識するものであるが、これまでが外資系企業に専ら適用されてきた移転価格税制が内資企業にも展開されることを示唆するものであろうか、大いに注目されるところである。

5) 「中国に研究開発センターを設立！」などとアピールする一方で利益配分がそれに見合っていない、長年の販売や研究開発を通じて形成される無形資産を他法人に移転したがそれに見合う対価を受領していない等の移転価格上の問題がある場合、当局は企業に対し、質問等の方法を通じてリスクが所在することを警告し、必要に応じた自主調整を行ない無用な税務調査を回避するよう求めている。

6) サポート費用、コンサルティング費用、サービス費用等のグループ内役務提供取引の中には、実体を伴わないものや支払が重複しているもの、本来中国子会社が負担すべきでなく投資者が負担すべきもの、などがあると当局は認識している。また、技術使用料を国外役務費用の対価とすることで、本来源泉徴収が必要とされるべきところ課税されないなどの、課税項目の不適当な適用によ

⁴ 例えば自動車主要部品の対営業費用営業利益率は12%以上など、13種の関連取引に関し、ルールを提示している

⁵ 年度確定申告書附表12-8「対外投資状況表」において開示義務がある

る課税回避もあるとされる。非貿易取引、特に支払取引を対象とする税務調査が今後予想されるため、取引の実体を示す挙証資料を調査に先んじて用意されることをお勧めする。

7) 物品の販売取引の対価の一部を役務の支払取引と相殺するなどの相殺処理は源泉所得税の租税回避行為として問題とされる。当局は、それぞれの取引は独立した別個の取引であるとして相殺処理しないよう企業に求めている。

8) 国外の親会社が第三国に資産価値の低い法人を設立し、中国法人が当該法人を高額で買収することで資金を親会社に移転する行為は、中国法人の親会社への配当と同じく資金還流効果をもたらす。当局にしてみれば配当源泉所得税の回避行為であり、不合理な投資スキームに対しては調査が入るものと認識した方がよい。

9) タックスヘイブン国（地域）に設立した法人が中国法人に研究開発プロジェクトを低廉価格で委託し、研究開発の成果を使用するグループ企業はタックスヘイブン設立法人にその対価を支払うという行為（スキーム）に対し、当局はその不合理性を指摘している。欧米企業に見られるアグレッシブな節税スキームが中国において適用される（されている）可能性も十分あり、中国子会社に研究開発を委託している日系企業においては、対価の妥当性及び研究開発の成果がその後どのように活用されているかの実態説明を十分に行えるよう、準備されることをお勧めする。

10) 中国法人が本来ならばグループ内他法人が負担すべき原価費用を負担している事例は案外多いのではないかと当局は疑っている。現地法人の活動に無関係な部門の存在、過度な出向者の受入や費用負担など、顕在化しやすい組織体制の是正が必要となろう。特に部門名称には注意されたい。

11) タックスヘイブン国（地域）でのペーパーカンパニー設立、オフショア口座の開設に関し中国は、BVI など9カ国（地域）と結んだ条約に基づき情報交換を積極的に進める方針である。

12) 企業が開業準備期間中（納税申告前）であることを利用して、資金運用、不動産購入・運用、為替差益の享受などの実質的な利益獲得行為を始めている場合には、外貨管理局、銀行との連携で調査・管理すべきことを強調している。

13) 国外法人が中国企業（政府部門を含む）からプロジェクトを受注し、国外法人、委託者中国企業と当該国外法人の在中国関連企業との三者契約を締結し、国外法人は専ら設計等国外での労務提供、在中国関連企業が国内作業を提供するという建付けで、国外法人は中国内に当該プロジェクトに関連する恒久的施設（PE）を構成しない、というアレンジメントがなされることがある。実際には国外法人から中国出張者が派遣されたり、在中国関連企業のスタッフを監督しながらプロジェクトを遂行したり、という実態があるなら、租税回避行為として当局の是正勧告を受け、調査される可能性があるものと認識しなければならない。

税務当局は、全省国税の税収徴収データのプラットフォームを確立し、各納税者の税目別納税状況、商業データベースの情報、税関、商務部、工商局等の他多部門との情報の入手ができる体制にあるようだ。問題はデータの活かし方であるが、科学的手法による調査対象の絞り込みや調査項目の洗い出しを進めていくと宣言している。しかしながらやはり調査のスタイルは、これまでの企業による自主調整に多くを委ねる方向性には変わりはない。様々な情報入手手段を有しているという当局の外観と体制が納税者の自主申告を促すものと大いなる期待を抱いているであろうが。。。江蘇省では省内全局の移転価格調査の責任部局を設置し、租税回避行為の全面的、効率的な調査を推進すべく準備を進めているようである。

当局は、多国籍企業の中国法人が限定的な機能のみを有する存在であり、ここから十分な情報を得ることは期待できないと認識しており、今後は多国籍企業本部との直接交流（通告、連絡）により、利益配分の実態等の情報を入手する方針にあることをも示唆している。どのような方法でどこまでの権限を以て調査を進めていく方針なのか、当局の今後の動向に注目していきたい。

最後に当局は、税務コンサルタントにおいては、多国籍企業の納税申告を正しく導くよう指導力を発揮すること⁶を期待し、企業においては、内部統制制度に税務リスク統制を組み込み、組織的且つシステムティックに税務リスクをマネジメントする体制を構築することを求めている。

中国の国際税務実務の先進的地域である江蘇省の通達が税務行政に与える影響は大きい。当通達は国家税務総局の意向に沿ったものであることは間違いなく、アドバルーン的通達と筆者は考えている。地域限定である当通達を受けた企業の反応を見極めながら、総局は全国適用の通達を公布するのであろう。江蘇省に所在する各税務当局及び企業の今後の動向に注目したい。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸 (日本国公認会計士)

⁶ 「過度の節税アドバイスを慎むこと」も強調している

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

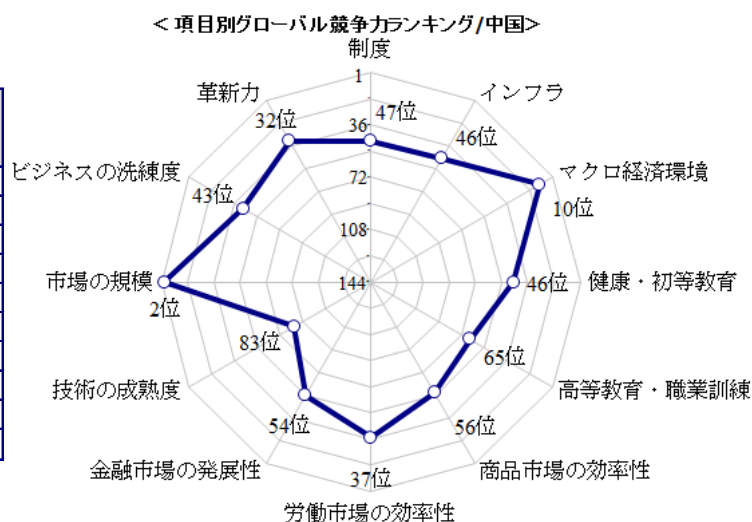
◆グローバル競争力ランキング(2014-2015) 中国は1ランク・アップの28位

スイスに本部を置く国際機関の世界経済フォーラムは3日、世界144ヶ国・地域の競争力について纏めた「グローバル競争力レポート(2014-2015)」を発表した。制度、インフラ、マクロ経済環境など12項目に亘ってグローバル競争力を評価するランキングで、中国は総合で第28位となり、昨年から1ランク上昇した。起業・革新の為の環境創生に寄与しているとする一方、労働集約型産業の低廉労働力による優位性が次第に失われる中、製造業の雇用は後進諸国もしくは一部先進国に流出しており、新たな高付加価値の職の創出が今後の課題になると指摘した。項目別で見ると、「市場の規模」が2位、「マクロ経済環境」が10位と高い評価を得たのに対し、「技術の成熟度」は83位と低順位に止まった。また、「高等教育・職業訓練」は65位、「商品市場の効率性」は56位と、共に前年比5ランク上昇し、12項目の中で最も上昇幅が大きかった。なお、同ランキングでは、シンガポールが2位、日本が6位、香港が7位と、アジアの3ヶ国がトップ10にランクインし、日本は前年の9位から3ランク上昇して6位となった。

＜グローバル競争力ランキング/上位10カ国＞

順位		国名
2014-2015	2013-2014	
1	1	スイス
2	2	シンガポール
3	5	米国
4	3	フィンランド
5	4	ドイツ
6	9	日本
7	7	香港
8	8	オランダ
9	10	英国
10	6	スウェーデン

(出所):世界経済フォーラム「グローバル競争力レポート(2014-2015)」を基に作成



(出所):世界経済フォーラム「グローバル競争力レポート(2014-2015)」を基に作成

【産業】

◆2014年中国多国籍企業トップ100発表

中国企業連合会は2日、2013年末時点の中国企業の海外資産順に上位100社をランキングした「2014年中国多国籍企業トップ100」を発表した。中国石油天然気(PetroChina)、中国石油化工(Sinopec)、中国海洋石油(CNOC)の国有石油大手3社が上位3位を独占し、4位から9位までは、金融、化工、海運等多様な業種に亘る国有大手企業が占め、海外投資が国有企業主導で進んでいる現状が窺えた。10位は浙江吉利持株集団(自動車製造業)で、トップ10にランクインした唯一の民営企業となっている。一方、同連合会は、国連貿易開発会議(UNCTAD)の基準に基づく多国籍化指数^(注)を算出したところ、中国のトップ100の平均水準は13.6%と、世界トップ100の平均水準の64.6%から大きくかけ離れていることが明らかになった。技術、ブランド力、経営管理能力の全般において、中国企業のグローバル競争力が欠けていることを課題として挙げている。

(注)多国籍化指数(Transnationality Index)とは、「海外資産の総資産における比率」、「海外売上総売上における比率」、「海外雇用の総雇用数における比率」の平均として計算される。

＜2014年中国の多国籍企業トップ100社/上位10社＞

順位	企業名	海外資産額(億元)
1	中国石油天然気集团公司	8,964
2	中国石油化工集团公司	8,058
3	中国海洋石油总公司	4,604
4	中国中信集团有限公司	3,281
5	中国中化集团公司	2,386
6	中国远洋運輸(集团)总公司	1,850
7	中国アルミ業公司	1,671
8	中国五鉱集团公司	958
9	中国保利集团公司	903
10	浙江吉利持株集团有限公司	824

(出所)中国企業連合会の発表データを基に作成

【貿易・投資】

◆8月の輸出 前年同月比+9.4% 伸びは前月比5.1ポイント縮小

税関総署が8日に発表した貿易統計（米ドル建て）によると、8月の輸出入総額は前年同月比+4.0%の3,670.9億米ドル、うち、輸出が同+9.4%の2,084.6億米ドル、輸入が同+▲2.4%の1,586.3億米ドルで、輸出の伸びは5ヶ月連続プラスとなったものの、前月より5.1ポイント縮小した。輸出の先行き不透明感から、2014年の政府目標である貿易総額7.5%増の達成は難しくなっていると見られている。1-8月累計の輸出入総額は前年同期比+2.3%の27,663.9億米ドル、うち、輸出が同+3.8%の14,834.6億米ドル、輸入が同+0.6%の12,829.3億米ドル、貿易収支は同+30.3%の2,005.3億米ドルとなった。1-8月累計の貿易相手国・地域別の輸出入総額の伸びを見ると、日本は前年同期比+0.5%と1-7月より2.5ポイント低下した。また、EUが同+9.9%、米国が同+4.4%、ASEANが同+4.2%と、1-7月よりそれぞれ2.2ポイント、1.5ポイント、1.2ポイント低下した。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2014.09.01	6.1450	6.1387~6.1460	6.1428	-0.0004	5.8979	-0.0196	0.79256	-0.0002	8.0694	-0.0231	3.5100	2340.12	19.13
2014.09.02	6.1441	6.1423~6.1491	6.1488	0.0060	5.8670	-0.0309	0.79312	0.0006	8.0706	0.0012	3.7700	2372.20	32.08
2014.09.03	6.1469	6.1407~6.1488	6.1411	-0.0077	5.8442	-0.0228	0.79230	-0.0008	8.0732	0.0026	3.2900	2395.89	23.69
2014.09.04	6.1398	6.1339~6.1398	6.1386	-0.0025	5.8484	0.0042	0.79201	-0.0003	8.0713	-0.0019	3.2900	2415.05	19.16
2014.09.05	6.1440	6.1375~6.1455	6.1412	0.0026	5.8370	-0.0114	0.79239	0.0004	7.9518	-0.1195	2.8200	2435.57	20.52

（資料）中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～来週の人民元も堅調推移を予想～

今週の人民元は6.14台半ばで寄り付いた。週初は中国人民銀行が設定する対ドル基準値が前週比元安に推移したこともあり、6.15付近へ軟化した。同水準では底堅く4日には3月中旬以来となる6.13台前半まで上昇した。週を通じて対ドル基準値比元高での推移が続き、乖離幅も徐々に拡大傾向にある。

1日に国家統計局が発表した8月の製造業PMIは51.1となった。7月(51.7)から低下した上、市場予想(51.2)も小幅ではあるが下回る結果となっている。主要項目をみると、生産(54.2→53.2)、新規受注(53.6→52.5)、新規輸出受注(50.8→50.0)など、景況の分岐である50は上回っているものの、拡大ペースの鈍化が示された格好だ。来週は8日の貿易統計の他、13日の鉱工業生産、小売売上高などの発表が控えている。輸出は9月に予定されているスマートフォン新型モデルの発売に絡み堅調な結果が見込まれているが、昨年8月の輸出も好調であったことから、前年比伸び率は前月から鈍化する見込みだ。その他の指標も小幅に鈍化すると見られており、今後も同様の状況が続けば年間成長目標である7.5%の達成は厳しいものとなる。その為、政府は小規模な景気刺激策による調整を継続すると見ている。

足元の人民元は基準値比元高での推移が続くが、裏を返せば当局が基準値を超える元高を許容しているとも言える。また、貿易黒字が拡大傾向にある等、需給面からみる元高圧力も強まりつつあり、来週の人民元も堅調に推移しよう。

(9月5日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

本邦におけるご照会先 三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。